

西別府地内の国史跡「幡羅官衙遺跡群」での開発行為に係る取り扱いについて（お知らせ）

平成30年2月13日付けで本市、深谷市に所在する「幡羅官衙遺跡群（西別府祭祀遺跡、幡羅官衙遺跡）」が国の史跡の指定されました。

これに基づき、指定範囲及び今後保護を要する範囲が定められ、その範囲内における取り扱いについては次のとおり御理解、御協力をいただくこととなります。

以下の地図内の赤枠が指定範囲、黄枠が今後保護を要する範囲となります。

また、黒枠は各々の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲です。

国指定範囲 →住宅等の新築、増改築をはじめとする土地の現状変更の禁止等、様々な権利の制限があります。

今後保護を要する範囲 →通常埋蔵文化財包蔵地としての取り扱いのほか史跡に関連する遺構が埋蔵されている可能性が高いことから保護・保存の措置を講ずる必要があります。

したがって、当該範囲での開発行為を計画される場合、事前に熊谷市立江南文化財センターまで御連絡、御相談くださいますようお願いいたします。

平成30年12月11日

熊谷市立江南文化財センター

